

秋田市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月6日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
城東歯科クリニック	秋田市東通五丁目8番33号	令和6年12月1日
スウェーデン歯科クリニック	秋田市広面字近藤堰越33番地1	令和6年12月19日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
片野歯科医院	令和6年11月30日
城東歯科クリニック	令和6年11月30日
さとう歯科医院	令和6年12月18日
ハッピー調剤薬局 秋田保戸野店	令和6年11月20日

3 再開

事業所名称	再開年月日
ハーモニー薬局	令和6年12月1日